

こども・子育て支援会議 平成 28 年度第 2 回教育・保育施設等事故検証部会

日 時：平成 28 年 7 月 1 日（金）18 時 00 分～20 時 55 分

会 場：大阪市役所 屋上階 P1 会議室

出席者：《委員》

寺見部会長、堀部会長代理、西村委員、林委員、舟本委員

《本市》

稲木保育施策部長、武田指導担当課長、赤本保育企画課長

納田施設指導担当課長代理、米田保育指導担当課長代理

議 事：(1) 事故検証部会における検証の進め方について

(2) 遺族の意見陳述について

議事録：

【公開】

納田：お待たせいたしました。ただ今から、第 2 回こども・子育て支援会議、教育・保育施設等事故検証部会を開催いたします。委員の皆さま方には公私何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの司会を務めさせていただきます、こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理の納田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに本日ご出席いただいている委員ならびに事務局職員については、お手元に配付している資料 1 の名簿をご覧ください。本日は委員 5 名の皆さまにご出席いただいております、こども・子育て支援会議条例第 9 条に規定しますように委員の半数以上が出席しており、有効に成立しています。

納田：続いて資料の確認をします。本日の資料は次の 2 点です。

資料 1 として今ご覧いただいた、教育・保育施設等事故検証部会委員名簿。

資料 2 として、教育・保育施設等事故検証部会における検証の進め方について（案）。

この 2 種類を付けさせていただきます。

それでは、これ以降の進行については寺見部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

寺見部会長：それでは議事に入らせていただきます。今ご説明ありましたように、本日の議事は大きく二つあります。一つは当部会の今後の進め方について皆さんとご議論して決定することと、二つ目は中核になりますが、ご遺族からの意見陳述を予定しています。

あらかじめ傍聴者の方々にお願いがあります。本日の議事の進め方によりましては、会議の途中で非公開になる場合もあるかもしれません。その場合には対応の方をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず第 1 の議題ですが、事務局の方から説明をお願いします。

武田：事故検証部会における検証の進め方について資料2によりご説明いたします。

この部会は再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではありません。また、公正中立の立場にある委員の皆さまに事例の把握、再発防止策の検討を行っていただくものであります。

「1 今後の進め方」ですが、国からの通知を基に流れを記載したものです。委員の皆さまが今後この事案を検証し、再発防止策の検討を行っていただくものなので、あくまでたたき台ということで議論していただきたいと考えています。

まず初めに事例の概要把握、それに伴う疑問点や不明な点の整理による事例の詳細把握を行うため、関係者の方からの意見聴取が必要となってきます。関係者へのヒアリングにより把握した内容を整理し、発生した背景、教育・保育施設等による対応、組織体制、なぜ事故が発生したのか、などから問題点や課題を抽出することになります。この段階でさらに事実関係を明確化する必要がある場合は、再度ヒアリングや現地調査を行うことになると考えます。最終的に、抽出された問題点や課題を踏まえ、同じような事故が起らないように再発防止策の提言をしていただくことになると思います。

「2 第2回以降の流れ」について、以上のようなことを本会議以降に行うことと想定しておりますが、まず本日はこの後、ご遺族からの意見聴取を予定しています。第3回目には施設関係者からの聴き取り。第4回目で聴取内容を踏まえた事実整理、問題点等の抽出、発生原因の分析。第5回目で問題点等の抽出、発生原因の分析、再発防止の検討。第6回目で発生原因の分析、再発防止策、報告書の内容の検討。第7回目で報告書案について意見交換という流れで考えております。ただし、先ほども申し上げましたように、3回目以降の会議について、検証過程において再度のヒアリングや現地調査が必要となった場合には変更が生じる可能性があるため、あくまでも現時点で想定したものとなっております。

「3 提言を受けての具体的な措置等」について、報告書は原則公開し、報告書の提言を受けて、大阪市としては具体的な措置を講じていくものと考えております。以上です。

寺見部会長：ありがとうございました。ただ今、事務局の方から国の通知に基づいて作成した進め方ということで説明がありました。たたき台ということになるとは思いますけれども、委員の皆さまの方からご意見を頂きたいと思います。部会として今後の進め方を決定した上で本日の事情聴取等を進めていきたいと思ひます。

何かございますか。ご自由に討議していただいた方が、さまざまな意見を反映できると思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

舟本委員：一番に重要なことは、何がどのように起こったのかという事実経過の確認だろうと思ひますけれども、そのためには手に入れることが可能な情報はできるだけ多く正確に集めておきたいと思ひます。考え方によりましては、また立場によって捉え方が変わってくる可能性はありますが、私たちは公正中立な立場でその資料を評価して、真摯な議論に結び付けていきたいと思ひます。以上です。

寺見部会長：ありがとうございました。多様な、たくさんの情報があるというのは確かに

大切なことです。そういう意味では率直な考えなり心情なりを話していただいた方が良いと思います。

その他ございますか。

西村委員：基本的には同じ発想です。お話を伺うことによって情報を頂く、もしくは、すでに持っておられるような情報については、資料等を提供していただくという協力の形になると思います。公的な機関、役所で把握できるような基礎情報であったり、警察が情報をくれるのかどうかハードルがかなり高いとは思ってはいるのですが、必要という話になるのであればアタックすることを検討しても良いのではないかと思います。

寺見部会長：その他に情報の入手先、どのように情報を頂くかということについて意見がございましたらお願いします。

林委員：私も先生方と全く同じです。やはり事実関係というのは非常に大切だと思いますので、客観的な資料はできるだけ多くあれば良い検証ができると思います。

寺見部会長：ただ、詳しい情報を頂こうと思えば思うほど、個人的な状況に触れざるを得ないということで、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

舟本委員：基本的に検証部会のスタンスというのは、事実を明らかにするということです。そして、個人の責任を追及するという立場ではないということを考えた場合、例えば今までこども青少年局の行政の方がヒアリングを実施されました、事故当日あるいはその数日後もされたと思いますが、そこで出てきた情報が必ずしも正確でない場合でも、個人を追及する、個人が言っていることの矛盾を追及するという立場ではなくて、やはり本当のことを知りたいという私たちの姿勢が明確になるような態度で望むべきだろうと思っています。従って、今後ご遺族の方々、あるいは施設の方々からヒアリングを行う場合、プライバシーの保護ということを十分に配慮して対応していくべきだと思っています。

寺見部会長：その他ございますか。

西村委員：聴き取りの際、もちろんプライバシーの保護には配慮しなければならないので、ご遺族の話を聴くときには非公開にせざるを得ないのかなと思っています。よく言われるのは、施設の側から話を聴くときどうするのかということですが、そこでもプライバシー情報は出てくるので基本的に非公開になると思っています。

あと、もう一つの観点としては、公開にすることによって丁寧な言葉でしゃべらなければいけないとか、変な枠が入って本当のことがなかなか出にくいみたいなことを防ぐという意味でも、できるだけ本当のことを引き出すというかスムーズにしゃべってもらうという意味でも、非公開の場が良いのではないかと思います。

寺見部会長：非公開にするのはいろいろな視点があって、もちろん個人情報の保護が最も大きな点ですが、事実を確認するということではスタンスが変われば見え方も変わりますので、やはりいろいろな方の視点をどのように取り込んでいくのかというのが非常に大切になってきます。かつ、本当の視点で話していただくということを考えますと、非公開での方が緊張を伴わずにお話しただけなのではないかと思いますが、他の方々はいかが

でしょうか。

堀部会長代理：委員の先生方がおっしゃったように事実を確認するというのは本当に難しいことで、いろいろな立場から考えたときに、非公開にしておいて欲しい。「そこはどうなっているの。」とそれ以上聴けない、またもう少し具体的に聴きたいという部分も、公開されていたら、聴きにくい部分もあるので、できれば非公開で行っていただいた方が事実確認しやすいのではないかと思います。

寺見部会長：皆さま方のご意見では非公開の方が良いのではないかとありますが、そのような方向で決めさせていただいてよろしいでしょうか。私たちの場合でも話をする際、言葉を選ばなければなりません。ちょっとした事柄が何らかの差別につながる場合もあるので、私たちも公の場では言葉はかなり選んでお話をします。

そのようなことを考えると、やはり非公開の形でざっくばらんにお話しいたいて、その内容を後から精査して、状況に応じて公開していくのが良いのではないかと思います。

西村委員：聴き取りに関してはそのような感じで、できるだけ事実を引っ張り出すということで、質問する側としてもリラックスした形で質問したい気持ちもあります。

あと、双方から聴き取りをした後で、かなり突っ込んだ中身のところに入って論点整理等いろいろしていくと思うのですが、もしかしたら一時的にかなり偏った方向からの見方、こちらの観点からはどうなのかとか、全く別の観点から、違う立場から見たらどうなのかとかいうことで、割と激しい意見交換がなされることかと思います。逆に、そのようにされないで本当のところが見えてこないというのが議論の大事な点だと思うので、分析をしていく過程、意見陳述以降、聴き取り以降、4回目以降の話になるのですが、そのところも基本的には非公開で進めないと、しっかりとした議論ができないのではないかと思います。

寺見部会長：ありがとうございます。その他ご意見ありますか。

今の大半のご意見をお聴きしますと、非公開の形で進めていった方が良いのではないかとということなので、そのような共通理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員：はい。

寺見部会長：ありがとうございます。それでは議事の2に移りたいと思います。

前回、第1回のときに私たちは保護者の方にお目に掛かりました。その際、ご遺族の方々の心情をくんで、今は本当にどういう思いでいらっしゃるのかとか、そのときはどうだったのかということを丁寧にお伺いしたいということをお伝えしてあります。本日ご出席いただくようお願いしているわけですが、ここからは、やはりご遺族の方々の本当の気持ち、本当にいろいろな思いをされたと思いますし、そういうところを丁寧に私たちも共感的に受け止めていきたいと思っていますので、誠に申し訳ないのですが、ここからは非公開にさせていただきたいと思います。傍聴者の方々、あるいは取材の方々……。

遺族代理人弁護士：ちょっと待ってください。発言権はないと思うのですが、お聴きしている内容と違うので発言させていただいてよろしいでしょうか。

寺見部会長：一応、傍聴席の方に発言権はないのですが。

遺族代理人弁護士：非公開がここからだという話は聴いてないですし、その前に文書で頂いているように、まず提供していただく資料について、取り扱いに関わる部会としての考え方をお示しいただくということなので。

寺見部会長：それはこれから行います。

遺族代理人弁護士：こちらが出した資料などもあります。今回の第1回以降、こちらが資料を提供しておりますので、ある意見を陳述するのにそれを引用してしまうとあれですし、こちらは非公開ではなくて公開の場でも話せるような内容を検討しています。そこで非公開というのは少しお待ちいただけるでしょうか。

寺見部会長：ごめんなさい、基本的に傍聴席からの発言はできません。おっしゃっている意味はよく分かります。その辺りは私たちもどうするかというのは、この会を持つ前に実はかなり検討しました。事務局さん、どうでしょうか。私もその点は気になるところです。

武田：まず考えたのは、事務局として保護者さまの方から資料の取り扱いについてお話をいただく際、当然ながら提供していただく資料の内容についても触れられるであろうと考えています。そちらの方には個人的な情報も含まれると考えていますし、発言をされた際、公開であったためにそういう情報が意図せず流れてしまう、そのようなことは避けなければいけないと考えていましたので、資料の取り扱いということと意見の陳述ということとはつながっているという観点からも、こちらの方から非公開にさせていただく方が円滑に進行するのではないかと考えました。

舟本委員：今、傍聴者がおっしゃったのは、提供された資料の中身ではなくて、提供された資料にどう対応するか、その姿勢を明確にしてほしいというご意見ではないかと思います。それを非公開にする理由はないと私は思います。一般的に内容へ踏み込むのではなくて、ご遺族の方も含めた第三者から提供された資料に関して、どう対応するのかというのは一つのテーマかなと思います。

寺見部会長：私もそこは議論しておいた方が良くと思います。これから話していただく事柄についても、どこまでを公開し、どこまでを非公開にするのか、そこは私たちが個人情報重視するのと同じように、話される方々、あるいはお聴きになられる方々にとっても、「これがどこまで公開されるのだろうか。」という不安感があつたのでは話せないという気がします。この点で委員さんからもご意見を伺いたいと思います。

西村委員：どの範囲で公開するのかとか、資料の扱いはどうするのかというのは、おそらく意見としては共通しているだろうと思っているので、それで発表するというのはひとつの考え方としてはありだと思っています。

ただ、この審議会として、やはりここで正式に議論をして話が進んでいく、それが筋論としては正しいと思います。この会議以外の場所でもいろいろ協議を個別で行ったり、意見交換などももちろん行いますが、この会議が本来の場であって、しゃんしゃん総会みた

いなことではいけません。そうだとすれば、これから審議するところなのに、「なぜそれを先にここで言うてしまうのか。」ということになります。被害者の方たちのプライバシー情報には踏み込まない議論をするのか。いろいろな意見が飛び交う可能性も理論的にはあり得ます。私の感覚としては、傍聴席から場外乱闘のような感じで意見が出たところを踏まえて、このところで場外と意見交換するというのではなくて、非公開の場でしっかりと意見陳述をされたとき、そのとき当然われわれは聴こうという意向であるわけなのでその場で聴かせていただいて、それをどのような扱いにするのかという会議をして進む、これが筋論としては正しいのではないかと考えています。

寺見部会長：いかがですか。

舟本委員：具体的にそのような方法、考え方というのはあると思うのですが、今提供された資料に関して、第三者から提供された資料を私たちがどのように、あくまでも基本的な話としてどのようなスタンスで扱うのか、報告書に盛り込む場合にはどのような対応をするのか、そのような原則論的なお話というのは、まずもってしておいても全く問題ないと思っています。

西村委員がおっしゃったように、個々のヒアリングの中でそれぞれの情報に対して、「これはここまで」という議論は当然しないといけないと思うのですが、もっと大まかなというか、基礎の段階でのスタンスというのは示しておいても悪くないと私は考えています。

寺見部会長：他に委員さんの方からご意見はありますか。ここでこのような議論をする予定ではなかったのですが、西村委員さんがおっしゃるように、申し訳ないのですが傍聴席からの発言権はございません。今おっしゃられることはよく分かるのですが、それをこの議題に挙げるわけにはいかないというのは私も思います。

場外からのお話があったというのは置いておいて、事務局案の形で進めさせていただくということによろしいでしょうか。確かに何をどこまで公開するかというのは当事者同士の話し合いの中で決定されていくということもあると思いますし、その話の内容によっては確かにプライバシーに関する話が出てくる可能性もあります。それを公開にしなかったからといって、曲がった事実が出てくるということも考えにくいと思います。

西村委員：このような感じで、「公開方法を決めましょう。資料の扱いはこうしましょう」と決まった話は、ずっと永久に秘密にしておくということではなくて、後日、方針的にそれは公開されたりしていくわけですね。

寺見部会長：個人情報に関するところの公開はできないかもしれませんが、どういう方針でどのように話を進めたのかという点については公開する、ここで今そのように申し上げておけば納得していただけるのではないかと思います。

堀部会長代理：私はやはり非公開であるべきだと思います。もし何かがあった場合、そこで非公開にしてくださいと言っても出てしまったものを消すことはできないので、まずはやはり非公開で行って、そしてこの会議の中で、「目的のために、これはやはり明らかにしていけないと駄目だ。」となった場合にはしっかり公開するべきだと思うので、今私た

ちが議論する部分についていろいろ詳しい話を聴くとき、本当に出てしまっただけとはいけないような情報があるかもしれないので、非公開で行っていただきたいと思います。

林委員：本当にデリケートな問題だと思います。実際問題としてどのようなものが出てくるのか本当に分かりません。漏れてしまったら大変な場合もあるというのもそのとおりだと思います。正直、やってみないと分からないので、できるだけ安全に進めた方が良いのではないかと思います。

舟本委員：基本的にはそのように決まればもちろんそれでも良いのですが、提供する側としては、知らない所で公開になって出てしまうということを危惧するケースもあるかと思っています。個々に情報が提供される場面で、話し合いで公開しないようにという提供者側からの要請があった場合、それに沿って進めるようにすれば良いのですが、あとでふっと漏れてしまう、こちらの考えでついつい報告書にその資料を引用して出してしまうということも考えられます。それを恐れるが故に提供自体をちゅうちょしてしまう、最初から話すのをやめておこうとなってしまう、そのような話になっても困るかなと少し危惧します。

先ほど先生方がおっしゃったように、提供された後でそれぞれの議論の中で一つ一つチェックしていく、ご理解を得ながらやっていくというのは可能だろうとは思いますが、完璧ではないかなと危惧したところです。以上です。ただ、もちろん結果には従います。

寺見部会長：大半のご意見では、やはり非公開の中で決定した事柄にのっとって話を進めていく、そのような考え方の方が意見として多かったように思いますので、最初に申し上げたとおりに、これ以降は非公開で会を進めさせていただきたいと思います。

誠に申し訳ないのですが、傍聴席の方と取材の方々にはご理解いただきまして、速やかにご退席していただければありがたいと思います。また適時ご報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(傍聴者退出)

【非公開】

以下の議事について非公開で審議し、会議終了。

議事(2) 遺族の意見陳述について

- ・ 本部会運営にあたり、情報提供頂いた資料の取扱いについて決定
- ・ 遺族から意見を聴取し、また、事実関係に関する聴き取り実施